

【地方自治法（抄）】

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、相当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（抄）】

（趣旨）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する都市公園をいう。
- （2） 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- （3） 特定公園施設 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第2条第13号に規定する特定公園施設をいう。
- （4） 有料施設 市が設置し、有料で使用させる都市公園（公園施設を除く。）及び公園施設をいう。
- （5） 公園予定区域 法第33条第4項に規定する公園予定区域をいう。
- （6） 予定公園施設 法第33条第4項に規定する予定公園施設をいう。
- （7） 霊園 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）にいう墓地で、緑地を有するものをいう。
- （8） 駐車場 駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。
- （9） 自転車駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- （10） 自転車貸出し施設 市民が自転車道を利用してサイクリングを楽しむために、自転車を一時的に貸し出す施設をいう。

（行為の制限）

第4条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 業としての写真撮影、募金、物品の販売その他営業行為をすること。
- (2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しをすること。
- (3) 花火、キャンプファイヤー等の火気を使用すること。

(行為の禁止)

第5条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他人の利用を妨げ、又は他人に危険を感じさせる行為をすること。
- (2) 都市公園及び公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 竹木を採取し、又は植物を採集すること。
- (4) 土地の形状を変更すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外に車馬を乗り入れ、又はとめおくこと。

(使用又は利用の制限及び禁止)

第6条 市長は、都市公園の維持管理上必要があるときは、都市公園の使用又は利用を制限し、又は禁止することができる。

(使用又は利用の許可)

第7条 有料施設の使用又は利用をしようとする者は、あらかじめ市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 有料施設の設置の目的に反するとき。
- (3) 有料施設を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料施設の管理上支障があると認められるとき。

(使用又は利用の許可の取消し等)

第7条の2 市長は、前条第1項の許可に係る使用又は利用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、使用若しくは利用を制限し、又は使用若しくは利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用又は利用の許可を受けたとき。

(利用料金)

第11条の2 別表第1の2の左欄に掲げる有料施設を利用しようとする者は、当該有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該有料施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第1の2の中欄に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第11条の3 指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免することができる。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第4条の規定による許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反した者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第4条又は第7条第1項の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむをえない必要が生じたとき。

(2) 都市公園の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむをえない必要が生じたとき。

(指定管理者)

第36条 市長は、都市公園（市が設置する公園施設を含む。）、駐車場、自転車駐車場及び自転車貸出し施設（以下「都市公園等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該都市公園等の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第36条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該都市公園等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 到津の森公園、到津の森公園駐車施設、ひびき動物ワールド、旧安川邸及び夜宮公園駐車施設の指定管理者の指定に係る前項の規定による申請については、市長が当該施設の運営の方法、指定管理者に行わせる業務の内容等を勘案して特に必要があると認めるときは、市長が適当と認めたものに限り、当該申請をすることができる。

3 第1項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い都市公園等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第36条の3 指定管理者が行う都市公園等の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 都市公園等の維持管理に関すること。

(2) 都市公園等の使用又は利用の許可に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い都市公園等の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第36条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、都市公園等の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該都市公園等の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う管理の業務等の特例)

第36条の6 市は、管理を指定管理者に行わせる都市公園等について、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定の取消し又は期間を定めた管理の業務の全部若しくは一部の停止の命令(次項及び第3項において「指定の取消し等」という。)を行ったときは、当該指定の取消しの日から当該都市公園等の管理を新たな指定管理者に行わせる日の前日までの期間又は当該停止の命令を行った期間、当該都市公園等の管理の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 前項の場合において、当該指定の取消し等の日前に当該指定の取消し等を受けた指定管理者に対して行われ、又は当該指定管理者が行った当該日以後の使用又は利用に係る申請、許可、利用料金の納入その他の行為は、当該日以後の使用に係る申請、許可、使用料の納入その他の行為として市長に対して行われ、又は市長が行った行為とみなす。

3 第1項の場合において、当該都市公園等が別表第1の2の左欄に掲げる有料施設であるときは、当該有料施設の使用の許可を受けた者は、第11条の2の規定にかかわらず、当該指定の取消し等を受けた指定管理者が同条第3項の規定により定め、又は変更した利用料金の額に相当する額の使用料を納入しなければならない。

4 別表第1の2の注書第2項の規定は、前項の使用料について準用する。

(委任)

第37条 この条例に規定するもののほか、都市公園、霊園、駐車場等の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第4条の規定に違反して、許可を受けずに同条各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条又は第16条の規定に違反して各条各号に掲げる行為をした者

- 2 詐偽その他不正な手段により使用料、手数料又は駐車料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1の2(第11条の2関係)

施設の種類等	金額				備考
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
響灘入 緑地園 広場料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
	1人1回	150円	70円		
ひび入 き動場 物ワ料 ール ド	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒		
	1人1回	300円	150円		
	回数券(4枚つづり) 1人1回	1,000円	500円		
ポニ乗 一広馬 場料	個人	1人1回	450円	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。	
	団体(25人以上)		360円		
	1頭につき30分又はその端数ごとに		3,000円		
馬車 利用	区分	一般	中学校の生徒以下の者		
	1人1回	300円	150円		

	料					
熱帯 生態 園	区分	一般	小・中学校の 児童及び生徒			
	1人1回		450円	220円		
	回数券（4 枚つづり）	1人1回	1,000円	500円		
都市各 緑化室 センター 利用料	区分	9時～12時	12時～17時	イベントホールの利用者が入場 料等を徴収する場合の額は、入場 料等の総収入額に100分の6 を乗じて得た額（当該額が規定の 額の15割に相当する額に満た ないときは、当該規定の額の15		
		平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	割に相当する額）とする。
	イベントホール	3,750円	4,350円	5,400円	6,450円	
	講習室	2,400円	2,850円	3,600円	4,350円	
	会議室	1,500円	1,800円	2,250円	2,700円	
冷暖房 設備 利用	実費に相当する額の範囲内で規則で定める額					

	用 料					
響灘 緑地 野外 ステ ージ	1時間又はその端数ごとに			1,500円		利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の6を乗じて得た額(当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額)とする。
サイ クリ ング ター ミナ ル	区分	一般	中学校の生徒	小学校の児童 以下の者		
	基本 用料	1台2時間 以内	300円	190円	150円	
	超過 用料	1台2時間 を超える3 0分又はそ の端数ごと に			70円	
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回		100円	
響灘	大型自動車	1台1回(1日以内)		1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通

緑地 駐車 施設	中型自動車			自動車の区分は、改正前の道路交 通法第3条に規定するところ による。
	普通自動車		300円	

【北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（抄）】

（有料施設の供用時間等）

第1条 有料施設（次項に規定するものを除く。）の供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する有料施設について、臨時に休業日を指定することができる。

（行為の許可手続）

第2条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号。以下「条例」という。）第4条の規定により許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）

（2） 占用する都市公園の名称

（3） 行為の目的及び内容

（4） 占用の期間

（5） 占用の面積

（6） 復旧方法

（有料施設の使用又は利用の許可手続）

第3条 条例第7条第1項の規定により許可を受けようとする者が有料施設を専用又は団体で使用又は利用をしようとするものであるときは、次に掲げる事項（団体で使用又は利用をするときにあっては、第5号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書を市長（指定管理者に使用又は利用の許可を行わせる有料施設にあっては、指定管理者）に提出しなければならない。ただし、市長が別に定める電気通信回線を利用する方法によることができる者については、この限りでない。

（1）申請者の氏名及び住所

（2）使用又は利用をする有料施設の名称及び使用又は利用の範囲

（3）使用又は利用の目的

（4）使用又は利用の日時

（5）入場料等の徴収の有無

（山田緑地、響灘緑地広場及び白野江植物公園の無料公開）

第4条の2 条例別表第1の2の白野江植物公園の項、山田緑地の項及び響灘緑地広場の項に規定する特に必要があると認めて規則で定める日は、次のとおりとする。

- (1) 5月4日 みどりの日
- (2) 5月5日 こどもの日
- (3) 9月の第3月曜日 敬老の日
- (4) 10月の第3日曜日

(小倉城庭園等の冷暖房設備利用料)

第4条の3 条例別表第1の2の小倉城庭園の冷暖房設備利用料の項、森の家の冷暖房設備利用料の項及び都市緑化センターの冷暖房設備利用料の項に規定する実費に相当する額の範囲内で規則で定める額は、別表第2の2のとおりとする。

(利用料金の額の承認の告示)

第4条の4 市長は、条例第11条の2第3項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(指定管理者に管理を行わせようとする施設等の公表)

第16条の2 市長は、都市公園等(条例第36条に規定する都市公園等をいう。以下同じ。)について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例第36条の2第2項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第16条の3 条例第36条の2第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第16条の4 市長は、都市公園等について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第16条の5 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する都市公園等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

別表第1（第1条関係）有料施設の供用時間及び休業日

区分	供用時間	休業日	備考
響灘緑地野外ステージ	午前9時から午後5時まで	(1) 火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）	1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
サイクリングターミナル	午前9時から午後5時まで		
ひびき動物ワールド	午前9時から午後5時まで	(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	2 市長は、特に必要があると認めるときは、有料施設の供用時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に休業日を指定することができる。
山田緑地 響灘緑地広場	午前9時から午後5時まで		
熱帯生態園	午前9時から午後5時まで		
都市緑化センター	午前9時から午後5時まで		
白野江植物公園駐車施設 到津の森公園駐車施設 山田緑地駐車施設 響灘緑地駐車施設	午前9時から午後5時まで		

別表第2の2（第4条の3関係）

区分	金額
都市緑化センター イベントホール	30分又はその端数ごとに420円
講習室	30分又はその端数ごとに140円
会議室	30分又はその端数ごとに40円

個人情報の保護に関する法律（抄）

（安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者 当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第六十七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第七十六条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第八章 罰則

第七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000083.html

国土交通省HPより

都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (抄)

(改訂第3版) 令和6年6月 国土交通省

4-3 維持管理段階

(1) 点検手順に従った確実な安全点検

遊具の維持管理については、遊具そのものの性能確保に関する点検・補修を行うにとどまらず、子どもにとって安全で楽しい遊び場であるかという視点を持って行うことが必要である。遊具の構造や劣化などを要因とする物的ハザードの発見・除去を中心に確実な安全点検を行うとともに、定期的な修繕などの維持管理を行うため、維持管理計画を策定・実行し、維持管理の履歴を記録・保管する。

安全点検は、維持管理全体の中で最も基本的な作業である。安全点検には、初期の動作確認のために製造・施工者が行う初期点検、公園管理者が行う日常点検及び定期点検、公園管理者から委託された専門技術者が行う精密点検があり、これらの安全点検を確実に行うものとする。

特に、日常点検においては、腐食・腐朽、変形、摩耗、部材の消失などに注意し、必要に応じて専門技術者による安全点検を行うものとする。

(2) 発見されたハザードの適切な処理

発見された物的ハザードについては、その程度に応じて遊具の使用中止、修繕などの応急措置を講ずるとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などの本格的な措置の方針を迅速に定めて実施する。

なお、応急措置を講ずる際には、本格的な措置を講ずるまでの間に、事故が発生しないよう現場の管理に留意する。

(3) 遊具履歴書の作成と保管等

遊具の維持管理に当たっては、遊具の名称、設置場所、設置年月、製造者、施工者、標準使用期間等を記載する遊具履歴書を遊具ごとに作成する。遊具履歴書には、点検記録書を活用して遊具の安全点検の実施状況や点検結果、遊具の補修・部材の交換、塗装の実施状況等、遊具の維持管理上必要な情報について定期的に記載し、履歴として保管する。

(4) 事故への対応

事故が発生した場合、負傷者への対応や再発防止対策を速やかに講ずる必要があるため、遊び場には関係官署や公園管理者の連絡先を掲示することが望ましい。

事故後の対応としては、事故のあった遊具への迅速な応急措置及び本格的な措置、事故原因の調査などを行い再発防止に努める。

(5) 事故に関する情報の収集と活用

事故については、発生状況の記録と分析を行い、事故の再発防止、遊具の改善などに反映させることが必要である。

事故の発生状況などの情報については、遊び場や遊具に関わる者が共有・交換し、相互に役立てることが望まれる。

特に、遊具において30日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生した事故が起きた場合には、関係機関が速やかに情報を共有できるよう報告などの必要な措置を行うものとする。